

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営方針

介護の必要となった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に合わせ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、「今できることを利用者の身になって実践します」を理念とし運営する。

2. 事業者の概要

事業者の名称 株式会社 風翠
代表者名 代表取締役 門倉 克稔

3. ご利用の事業所の概要

特定施設入居者生活介護事業所

事業所の名称 介護よろずや 梅の家
管理者氏名 門倉 克稔
指定事業所番号 1 1 7 2 4 0 1 2 0 8
事業所の所在地 埼玉県入間郡越生町越生 8 9 9 - 3
電話番号 0 4 9 - 2 7 7 - 2 2 0 2
定員・居室数 2 4 人・2 4 個室
営業日・営業時間 3 6 5 日・2 4 時間

4. 事業所の職員の職種、人数及び職務内容

管理者 1 名（生活相談員と兼務）

管理者は、事業所のスタッフの管理及び業務の管理を一元的に行う。

生活相談員 1 名

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

看護スタッフ 1 名以上

介護スタッフ 7 名以上

看護・介護スタッフは、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置をとり、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な看護・介護を行う。

機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏ま

で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

計画作成担当者 1 名

重要事項説明書



計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 特定施設サービス計画の作成
- (2) 入浴（週2回）、排泄、食事等の介護
- (3) その他の日常生活上の支援・世話
- (4) レクリエーション
- (5) 機能訓練・体操・運動
- (6) 認知症の症状をお持ちの利用者の介護
- (7) 健康管理
- (8) 相談及び援助
- (9) 利用者の家族及び地域との連携 等

○ 提供するサービスにあたって・・・

- ①このサービス提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化防止になるよう、適切にサービスを提供いたします。
- ②サービス提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明いたします。もし、分からないことがあったら、いつでも担当スタッフに遠慮なく質問して下さい。
- ③サービスの提供にあたっては、特定施設サービス計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。

6. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は次のとおりです。

○ 越生町の地域加算（7級地）：1単位あたり10,14円

(1) 特定施設入居者生活介護費 等

介護区分	1日の 基本単位	1ヶ月（30日）の 基本単位	基本利用料
要支援1	183単位	5,490単位	55,668円
要支援2	313単位	9,390単位	95,214円
要介護1	542単位	16,260単位	164,876円
要介護2	609単位	18,270単位	185,257円
要介護3	679単位	20,370単位	206,551円
要介護4	744単位	22,320単位	
要介護5	813単位	24,390単位	

重要事項説明書

介護区分	自己負担	自己負担	自己負担



	1割の方の月額	2割の方の月額	3割の方の月額
要支援1	5,566円	11,132円	16,698円
要支援2	9,521円	19,042円	28,563円
要介護1	16,487円	32,974円	49,461円
要介護2	18,525円	37,050円	55,575円
要介護3	20,655円	41,310円	61,965円
要介護4	22,632円	45,264円	67,896円
要介護5	24,731円	49,462円	74,193円

①加算

要件を満たす場合に、以下の料金が加算・減算されます。

○ 越生町の地域加算（7級地）：1単位あたり10,14円

加算の種類	1回	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
退院・退所時連携加算 (1日あたり、30日まで)	30単位	304円	31円	61円	92円
医療機関連携加算 (1月あたり)	100単位	1,014円	101円	202円	303円
夜間看護体制加算 (1日あたり)	9単位	91円	9円	18円	27円
看取り加算(1日あたり)					
死亡日以前31日以上45日前	72単位	730円	73円	146円	219円
死亡日以前4日以上30日以下	144単位	1,460円	146円	292円	438円
死亡日以前2日又は3日	680単位	6,985円	698円	1,379円	2,096円
死亡日	1,280単位	12,970円	1,298円	2,596円	3,894円
口腔・栄養スクリーニング 加算(I)1回あたり	20単位	202円	20円	40円	60円
ADL維持等加算(II) (1月あたり)	60単位	608円	60円	120円	180円
ベースアップ等支援加算	1.5%				
介護職員等特定処遇改善 加算(II)	1月につき利用料の9.4%				

○ 介護職員等特定処遇改善加算IIは、1ヶ月の介護保険給付費の合計に9.2%を乗じた単位を月1回算定するため、月の利用回数などに応じ変動します。

② 利用料金の算定方法は…



$$\begin{aligned} & (\text{基本単位} + \text{加算の単位}) + \text{介護職員処遇改善加算単位数} = A \\ & A \times 10.14 \text{ (地域加算)} = \text{総費用額} \\ & \text{総費用額} \times 0.9 \text{ (所得により } 0.8 \text{ もしくは } 0.7) = \text{保険分費用} \\ & \text{総費用額} - \text{保険分費用} = \text{利用料金} \end{aligned}$$

- ※ 単位（四捨五入） 金額（円未満切り捨て）
 - ※ 提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
 - ※ 保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度等に応じてお支払していただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。
- (2) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 個別有料サービス一覧表による
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適用と認められる費用 実費

7. 利用者負担額及び実費負担額の支払い方法

サービスを利用された月毎に計算し、請求書を利用した翌月15日までに発行・送付いたします。お支払い方法は銀行振込または持参にて末日までにお支払ください。

8. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、多少のお時間をいただきますが交付いたしますので、お申し出ください。

9. サービス内容に関する相談・要望・苦情

- (1) 相談・要望は随時サービスを提供するスタッフ等にお申し付け下さい。(2)

居宅サービスに関する苦情の総合窓口

担 当 杉山 由香利
 電話番号 049-277-2202
 ファックス番号 049-277-2203
 受付時間 9:00～16:00 (12月31日～1月3日を除く)

行政機関、苦情受付機関

越生町 健康福祉課 高齢者支援担当 電話 049-292-3121
 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

10. 事業計画、財務内容、サービス提供記録等の閲覧



事業所では、利用者及び家族等が事業計画や財務内容等の閲覧を希望された場合、閲覧することができます。ご希望の方は、閲覧希望書に必要事項を記入し、お申し込み下さい。(閲覧希望書は、スタッフまでお申し付け下さい)

11. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の容体が変化などした場合は主治医、救急隊に連絡し指示に従います。また、家族等へ連絡します。

12. 個人情報の利用について

- (1) 事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) 事業所で得た利用者及び家族等の個人情報は、下記の目的に限り使用します。
 - ① 介護サービスの業務の遂行及び介護保険事務に係る業務
 - ② サービス担当者会議での情報共有
 - ③ 各サービス担当者及び主治医との情報共有
 - ④ 事業所内でのカンファレンス・ミーティング
 - ⑤ 関連学会、研修会での匿名下での発表
 - ⑥ その他官公庁等の法律法令上の照会時
 - ⑦ 保険会社等への相談又は届出に関する業務
 - ⑧ 事業所で発行する広報及びホームページ・ブログでの画像の使用
- (3) 利用者に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等は、この限りではありません。(救急病院への情報伝達など)
- (4) 利用目的が変更される場合は事前に変更事由を説明し、同意を得た上で利用変更します。

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して「契約書」及び「重要事項説明書」の書面に基づき説明いたしました。



20 年 月 日

事業者 株式会社 風翠
事業所 介護よろずや 梅の家
(特定施設入居者生活介護・
介護予防特定施設入居者生活介護)
事業所住所 埼玉県入間郡越生町越生 899-3
電話番号 049-277-2202

説明者

私は、「サービス契約書」及び「重要事項説明書」により、事業者からサービスについての重要事項の説明を受け、理解し同意の上、事業者と契約し利用を申し込みます。

契約締結日 20 年 月 日

契約者氏名

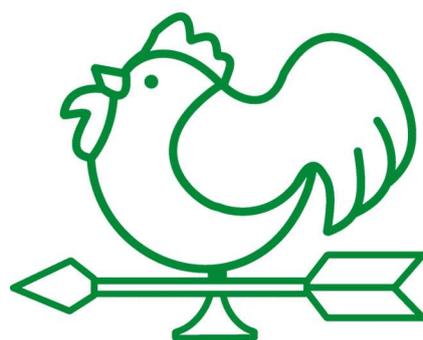
利用者 住所
氏名 印

家族代表 住所
(代理人等)
氏名 印

事業者名 株式会社 風翠
住 所 埼玉県比企郡鳩山町大豆戸 154-4
代表者名 代表取締役 門倉 克稔 印



サービス契約書
及び 重要事項説明書



株式会社 風 翠

介護よろずや 梅の家

(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者介護)



目 次

- ・ サービス契約書 1 ページ
- ・ 重要事項説明書 6 ページ

※ 11 ページは「サービス契約書」「重要事項説明書」が、重複しております。

